

## 緑化助成事業実施要領（生垣・壁面・屋上・駐車場緑化）

### （趣旨）

第1条 この要領は、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会が行う「緑化助成事業」の実施について、必要な事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 この事業は、既存建築敷地において、生垣、壁面、屋上、駐車場などの緑化を行うものに対し、費用の一部を助成することにより、都市緑化の推進を図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）助成金 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会が交付する助成金をいう。
- （2）助成事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
- （3）助成事業者 助成事業を行う者をいう。
- （4）敷地 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- （5）敷地面積 建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- （6）屋上 建築物のうち雨露などを防ぐために建物上部（建築基準法施行令第1条の2に規定する地階の上部を除く。）に設けられた覆いの上部をいう。
- （7）生垣 高さ1.2m以上の樹木により間隔0.5m以内で列植したものをいう。
- （8）壁面緑化 ブロック塀やフェンスなどの工作物や建築物の壁面をつる性の植物で緑化したもので、高さ1m以上、1m当たり3本以上植栽するものをいう。
- （9）屋上緑化 前号の屋上において緑化を行うもので、植栽の長期間継続した生育に必要な植栽基盤があるものをいう。
- （10）駐車場緑化 自動車を駐車するための10㎡以上の敷地で、2分の1以上を芝生などで緑化し、芝生保護材などを用いて植物の保護に配慮したものをいう。
- （11）花壇 土壌改良が行われ、草花などが植栽されたものをいう。（可動式のプランターやコンテナなどを含む。）
- （12）樹木 高木と低木をいい、タケ類を含む。
- （13）高木 幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明確に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。樹高について明確な基準はないが、一般的に3m以上になるものをいう。
- （14）低木 十分に生育しても高く生長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多いが、幹が単一で株立状にならないものもある。樹高について明確な基準はないが、一般的に3m以下のものをいう。
- （15）地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

### （助成の対象者）

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- ( 1 ) 福岡市内の 5 0 0 m<sup>2</sup>未満の私有地にある既存建築物の所有者であること。
- ( 2 ) 既存建築物の改築又は改修、庭や塀などの整備に伴い新規に緑化を行う者で、緑地面積 ( 別表第 1 のとおり ) の合計が敷地面積に対して 2 0 % 以上となること。
- ( 3 ) 他の法令等に基づく緑化の助成を受けていないこと。

( 助成対象となる緑化事業 )

第 5 条 助成を受けることができる緑化事業は別表第 2 のとおりとし、それぞれ表中の構成項目を含むものとする。

( 助成の回数 )

第 6 条 助成を受けることができる回数は、 1 敷地に対し 1 回限りとする。

( 期限 )

第 7 条 助成を受けることができる緑化事業は、申請時に未着工で同一年度内に完成するものとする。

( 助成金の額 )

第 8 条 助成金の額は、緑化事業別助成額 ( 別表第 3 のとおり ) の総額とする。  
ただし、 1 0 0 , 0 0 0 円を限度額とする。

附則

- 1 この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「まちなみ緑化奨励事業実施要領 ( 平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日施行 ) 」は廃止する。

附則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

緑地面積の 算定基準	<p>以下の面積を当該建築物の敷地について合計したものとする。 ただし、これらが重なる部分については重複して計上できない。</p> <p>ア．生垣の延長に 1 m を乗じた面積 イ．壁面緑化の延長に 1 m を乗じた面積 ウ．屋上緑化の面積 エ．駐車場緑化の面積 オ．花壇の面積（可動式のプランターやコンテナ等を含む） カ．単独で植栽された樹木の樹冠から算定する以下の面積</p> <p>（ 1 ）高木： 「植栽時に樹冠投影面積が 7 m<sup>2</sup>以下のもの（幅が 3 m 以下のもの）」 = 7 m<sup>2</sup> 「植栽時に樹冠投影面積が 7 m<sup>2</sup>を超えるもの（幅が 3 m を超えるもの）」 = 「幅」×「幅」 / 4 × 3.14」</p> <p>（ 2 ）低木： 高木の 1 / 10 = 0.7 m<sup>2</sup></p> <p>キ．地被植物の面積 ク．水面の面積</p>
---------------	--

別表第 2

助成対象となる 緑化事業	構成項目
（ 1 ）生垣設置	植物材料、支柱、土壌改良材
（ 2 ）壁面緑化	植物材料、土壌改良材
（ 3 ）屋上緑化	防水・防根施設、植栽基盤、植栽、灌水施設
（ 4 ）駐車場緑化	芝生保護材、土壌、芝

庭園植栽（高木、低木、地被植物等）及び花壇は助成対象としない。

別表第 3

緑化事業別 助成額	<p>（ 1 ）生垣設置 1 m あたり 2,500 円 （ただし、1 m 未満は四捨五入する。）</p> <p>（ 2 ）壁面緑化 1 m あたり 500 円 （ただし、1 m 未満は四捨五入する。）</p> <p>（ 3 ）屋上緑化 1 m<sup>2</sup>あたり 10,000 円 （ただし、1 m<sup>2</sup>未満は四捨五入する。）</p> <p>（ 4 ）駐車場緑化 1 m<sup>2</sup>あたり 2,500 円 （ただし、1 m<sup>2</sup>未満は四捨五入する。）</p>
--------------	---